

新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止措置を行った建設工事及び 建設関連業務の入札手続等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一時中止措置により、工期又は履行期間を延長した工事等について、入札手続き等に係る対応は次のとおり取り扱うこととしました。

記

1 対象とする建設工事及び建設関連業務

令和4年3月31日までに完成又は完了予定の建設工事及び建設関連業務のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止措置のため、工期又は履行期間を延長したものの。

2 総合評価落札方式における対応

(1) 総合評価落札方式における次の評価項目においては、令和4年3月31日までに履行されたものとして、評価の対象とする。

イ 建設工事

- ・企業の同種工事の経験（過去15年間）
- ・配置する技術者の同種工事の経験（過去15年間）

ロ 建設関連業務

- ・専門技術力（過去10年間の同種業務の実績）
- ・情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）

(2) 建設関連業務における次の入札項目においては、令和4年3月31日までに履行されたものとして、当該業務は担当業務数に含まないものとする。

- ・専任性（管理技術者としての手持ち業務数）

3 入札参加資格条件における対応

建設関連業務における次の入札参加資格条件については、令和4年3月31日までに履行されたものとして、当該業務は担当業務数に含まないものとする。

- ・配置管理技術者の担当業務数

4 確認方法

上記1の建設工事及び建設関連業務に関する確認については、次の書類又はこれに準ずる書類により行うものとする。

- ・一時中止通知書（中止理由が記載されているものに限る。）
- ・変更契約書